

広島市中央卸売市場業務条例施行規則

第4章の3 中央卸売市場開設運営協議会

(会長及び副会長)

第51条の2の2 広島市中央卸売市場開設運営協議会（以下「協議会」という。）に、会長1人及び副会長2人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によつてこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた順序によりその職務を代理する。

(専門委員)

第51条の3 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第51条の4 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第51条の5 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があら

かじめ指名する者がその職務を代理する。

(資料の提出等の要求)

第51条の6 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第51条の7 協議会の庶務は、経済観光局中央卸売市場中央市場において処理する。

(委任規定)

第51条の8 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。